（前のページより続き）

○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―四〇―六〇）　七七六

○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（**同**九―五五―一四四）　七七七

○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一二三―四一）　七七八

○人事院規則九―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一四七―一）　七七九

○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（**同**一一―八―五二）　七八〇

○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（**同**一一―一一―二）　七八一

○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（**同**一六―〇―七四）　七八二

○公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**公正取引委**一）　七八七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十七号に基づき同条第十五号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（**個人情報保護委**三）　七八九

○公害等調整委員会関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（**公害等調整委**一）　七八九

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則（**同**二）　七九〇

○公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（**同**三）　七九二

〔庁　令〕

○海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令（**海上保安庁**一）　七九三

〔告　示〕

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**内閣府**二一）　七九五

○内閣総理大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律第五章第二節から第五節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**二二）　七九六

○租税特別措置法施行令第四十条の四の四第六項及び第七項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号及び第七号の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用、医療機関及び施設の一部を改正する件（**同**二三）　七九六

○交通安全対策基本法第二条第十号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件（**同**二四）　七九六

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**二五）　七九六

○内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**同**二六）　七九七

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（**同**二七）　七九九

○子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件を廃止する件（**同**二八）　八〇八

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（**同**二九）　八一〇

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を廃止する件（**同**三〇）　八一一

○総合特別区域計画の変更を認定した件（**同**三一～三五）　八一二

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する件（**同**三六）　八一四

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（**同**三七）　八一四

○地方税法施行規則附則第六条第二十四項の規定に基づき内閣総理大臣が定める償却資産の一部を改正する件（**同**三八）　八一七

○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件（**同**三九）　八一七

○沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件（**同**四〇）　八一九

○内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件の一部を改正する件（**同**四一）　八一九

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（**同**四二）　八二〇

○租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件の一部を改正する件（**同**四三）　八二一